

香芝市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の香芝市道路線の供用を告示の日から開始する。その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年 7月 3日

香芝市長 三 橋 和 史

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
7－84	香芝市逢坂三丁目427番1	令和7年 7月 3日
	香芝市逢坂一丁目484番1	